

# 伊平屋村

## こども医療費助成制度について

平成31年4月1日から現物給付（窓口無償化）制度が始まります。それに伴い、受給資格者証がオレンジからピンクに変更となります！

また、平成30年10月以降の受診について支給申請期間が1年から2年になりました。

（ 現行 ）

〇〇市 こども医療費助成金受給資格者証 (自動償還)			
事業番号	1	受給者番号	
フリガナ			性別
氏名			
生年月日			
性別			
加入保険			
被保険者氏名			
保険者名称			
資格対象期間	外 来	平成 年 月 日から	
	入 院	平成 年 月 日まで	
	入 院	平成 年 月 日	
平成 年 月 日			〇〇市長



〇〇市 こども医療費助成金受給資格者証 (現物給付または自動償還)			
※この証を保険医療機関(保険薬局)の窓口で提示することで、現物給付(現物給付の対応ができない保険医療機関等においては、自動償還)により、医療費の助成が受けられます。			
現物給付	事業番号	6	受給者番号
自動償還	事業番号	1	受給者番号
フリガナ			性別
氏名			
生年月日			
性別			
加入保険			
被保険者氏名			
保険者名称			
資格対象期間	外 来	平成 年 月 日から	
	入 院	平成 年 月 日まで	
	入 院	平成 年 月 日	
平成 年 月 日			〇〇市長

平成31年4月1日~



○住所・氏名・加入保険を必ず確認し、変更がある場合は役場で手続きを行いましょよう。

※オレンジの受給者証は各自で処分してください！

現物給付とは・・・県内医療機関で受給者証（ピンク）を提示することで、保険診療の自己負担金を窓口で支払うことなく受診できる制度です。

自動償還とは・・・県内医療機関の窓口で支払った保険診療分の自己負担金が後日、役場から指定口座に振り込まれる制度です。

※新しい受給者証は現物給付と自動償還の両方ご利用できます！  
ただし、現物給付・自動償還に対応していない医療機関等もございますので、医療機関窓口または沖縄県ホームページでご確認ください。



医療費の財源は、みなさまの貴重な税金です。医療機関の適正受診にご協力ください。

こども医療でんわ相談を  
活用しましょう！



日中の一般診療での受診を心がけ、はしご受診、ドクターショッピングなどはやめましょう！

お問合せ先：伊平屋村役場住民課  
TEL：(0980) 46-2142